

令和4年度  
松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会  
第1回会議

日 時：令和4年8月23日（火）

10：30開始

場 所：役場本庁舎3階 第二委員会室

---

次 第

---

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 出席者紹介・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P2
- 4 議 題
  - (1) 会長・副会長の選出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3
  - (2) 町長からの諮問・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料①
  - (3) 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）及び  
松伏町第6次総合振興計画について・・・・・・・・P4
- 5 今後のスケジュールについて・・・・・・・・・・・・・・・・別添資料②
- 6 その他
- 7 閉 会

---

**参考資料**

- 資料1 第2期松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略  
資料2 第2期松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（概要版）  
資料3 松伏町第5次総合振興計画後期基本計画（概要版）  
資料4 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例・・・・・・・・P1 1  
資料5 松伏町の基本構想の策定等に関する条例・・・・・・・・P1 2  
資料6 松伏町総合振興計画審議会条例・・・・・・・・P1 3

## 審 議 会 委 員 名 簿

審議会委員

(敬称略)

	職 名	氏 名
1号 委員	松伏町商工会会長	小島 朗
	埼玉県東部地域振興センター所長	坂田 直人
	大正大学地域構想研究所事務部部长	佐藤 和彦
	埼玉りそな銀行越谷支店支店長	井上 隆行
	越谷公共職業安定所所長	赤羽 章
	株式会社埼玉新聞社クロスメディア局局长	小林 義治
2号 委員	公募委員	今井 新吉
	公募委員	山崎 純佳
3号 委員	特定非営利活動法人親子サポートぽっぽ 相談員	佐藤 裕美

松伏町

	職 名	氏 名
1	町長	鈴木 勝
2	副町長（庁内推進本部会議委員長）	鈴木 寛
3	企画財政課長（庁内推進本部会議副委員長）	立沢 昌秀
4	企画財政課主幹（事務局）	小野澤 智昭
5	企画財政課主任（事務局）	平良 敏行
6	企画財政課主任主事（事務局）	渡邊 大輔

策定支援業者

株式会社アイアールエス

事務局：企画財政課総合政策担当

電 話 991-1818（直通）

メール [kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp](mailto:kizai1020100@town.matsubushi.lg.jp)

## 4 議 題

### (1) 会長・副会長の選出

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例（抄）

（会長及び副会長）

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

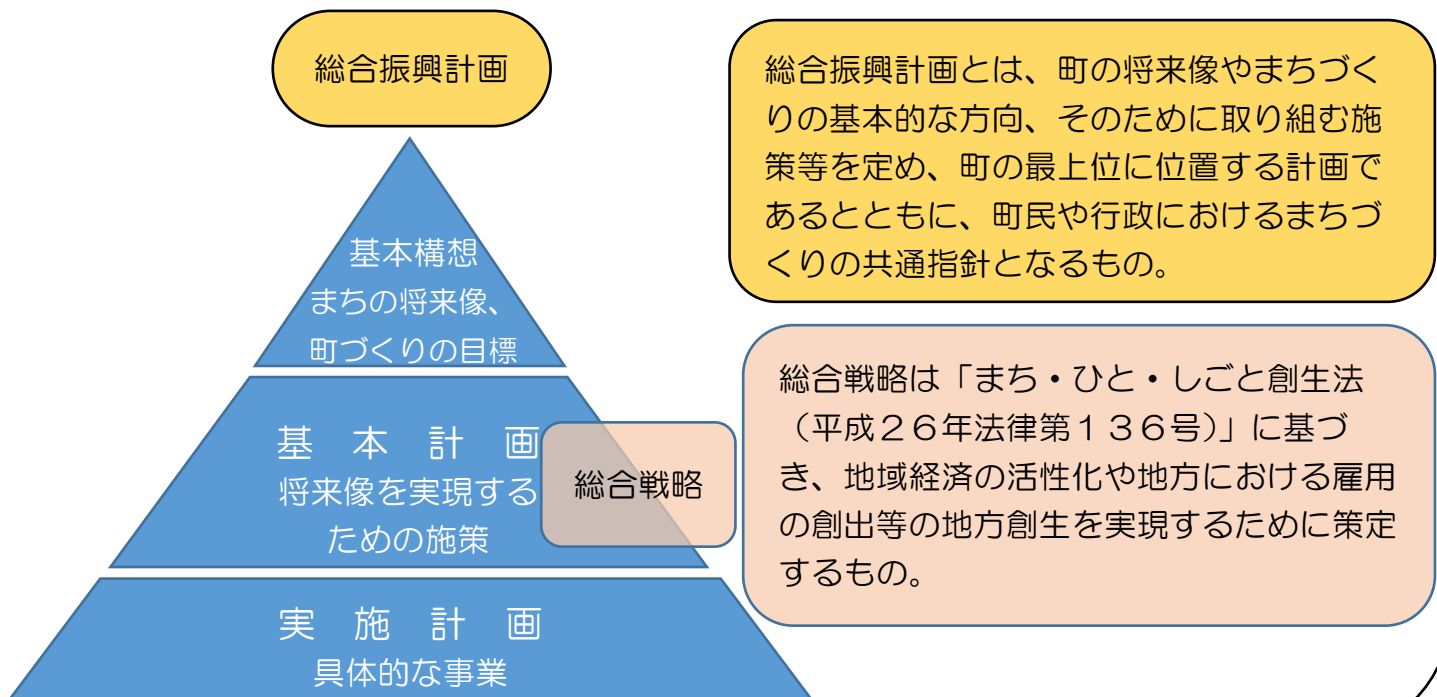
### (2) 町長からの諮問

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略について（諮問） 参照

(3) 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第3期）及び松伏町第6次総合振興計画について

①総合振興計画と総合戦略の関係

総合振興計画の基本構想・基本計画・実施計画と総合戦略との関係



松伏町第5次総合振興計画  
—まちづくりの目標—



## ②総合戦略と総合振興計画の一体化について

本町は、2014年度（平成26年度）を始期とし、「笑顔が未来に広がる 緑あふれるみんなのまち！」を将来像に掲げた松伏町第5次総合振興計画を策定し、基本構想と前後期5カ年の基本計画に基づきまちづくりを進めている。

この現行計画が2023年度（令和5年度）で終了することから、長期的なまちづくりの指針として、新たなまちづくりの計画を策定する。

また、2020年度（令和2年度）を始期とする第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、人口減少の克服と地方創生を2024年度（令和6年度）までの計画で進めているところだが、上位計画である新たな総合振興計画の策定に合わせ、現計画を1年間短縮し、第3期まち・ひと・しごと創生総合戦略と松伏町第6次総合振興計画を一体的に策定する。



### ③松伏町第6次総合振興計画の策定について

#### 計画策定指針

##### ○町民本位の計画づくり

多様化する町民ニーズに対応したまちづくりを行うため、町民参加による、町民と行政との協働による計画とする。

##### 【具体的方策】

###### ・町民意識調査等の実施

第5次総合振興計画の施策に対する満足度・重要度を体系的に整理し、町の現状課題とともに、第6次総合振興計画の施策体系を導き出す町民意識調査を実施する。併せて転入出者、若者世代、子育て世代等のアンケート及びワークショップを実施することにより様々な意見を集約し、町民意見を的確に反映させた計画とする。

###### ・町民懇話会の開催

第6次総合振興計画策定にあたり、地域別の特徴を生かした計画とするため、地域ごとに懇話会を実施し、町民の意見を聴取する。

###### ・町民意見反映手続き制度（パブリックコメント）の実施

第6次総合振興計画素案策定後、町ホームページ等により素案の公表を行い、より多くの町民の意見を聴取する。

##### ○実効性のある計画づくり

まちづくりの重点課題を明確にし、第6次総合振興計画期間中に優先的・重点的に取り組むべき施策を絞り込み、戦略的かつ実効性のある計画の策定に努める。

##### 【具体的方策】

###### ・第5次総合振興計画の進捗状況の把握

第5次総合振興計画の施策評価を実施し進捗状況を的確に把握し、町の現状課題を抽出し、第6次総合振興計画で取り組むべき施策を整理する。

###### ・行政経営的な観点に立った土地利用計画

自然的、経済的及び文化的な諸条件を考慮し、都市環境と自然環境の調和のとれた総合的かつ長期的な視点に立った土地利用計画づくりに努める。

###### ・社会潮流に即した計画づくり

社会経済状況、災害に対する危機管理、環境エネルギー問題、人口減少問題など、急速に変化していく社会経済情勢の大きな変化に的確に対応するため、これまでのまちづくりの成果や課題を踏まえ、時代のニーズに対応した計画づくりに努める。

# 策定の流れ

令和4年度

令和5年度

第5次総合振興計画  
進捗状況の把握

課題の整理

第6次総合振興計画骨子の検討  
・土地利用構想  
・人口フレーム

・町民意識調査  
・町民懇話会  
・社会潮流  
・その他意見聴取等  
(アンケート等)

第6次総合振興計画素案の検討  
・基本構想  
・基本計画  
(数値目標)

・審議会  
・パブリックコメント

令和5年12月議会  
基本構想議決

## 構成と期間

### ○松伏町第6次総合振興計画の構成と期間

#### 基本構想

本町が目指す将来像とそれを実現するための長期的な指針として、土地利用構想や将来人口推計、また施策の大綱などを定めるもの。

計画期間は令和6年度から令和15年度までの10年間とする。

#### 基本計画

基本構想に定めた将来像を実現するため、施策の大綱に基づき基本指針と数値目標、個別の施策を体系的に示すもの。

計画期間は5年間で、令和6年度から令和10年度までを前期基本計画、令和11年度から令和15年度までを後期基本計画とする。

#### 実施計画

基本計画で示された施策を実現するための行政計画で、予算編成や行政運営の指針となる。計画期間は3年間で、毎年度更新する。

年度	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
基本構想	10カ年									
基本計画	前期基本計画					後期基本計画				
実施計画	→			→			→			→
	.....									



## 策定体制

### ○松伏町総合振興計画審議会

松伏町総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、総合振興計画の策定及び実施に関し、調査、研究及び審議を行う。組織構成については、条例第3条の規定に基づき、知識経験者・公募による町民・地域の代表者・公共的団体の代表者から10人以内で構成する。

### ○松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会

松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例第1条の規定に基づき、町長の諮問に応じ、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定、効果検証、改定等の際に審議を行う。組織構成については、条例第3条の規定に基づき、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者、公募による町民、その他町長が特に必要と認める者から10人以内で構成する。

### ○策定委員会

策定委員会は、庁内における計画案作成の最高機関として、副町長を委員長とし各課（室）長で構成し、計画案全般について審議する。

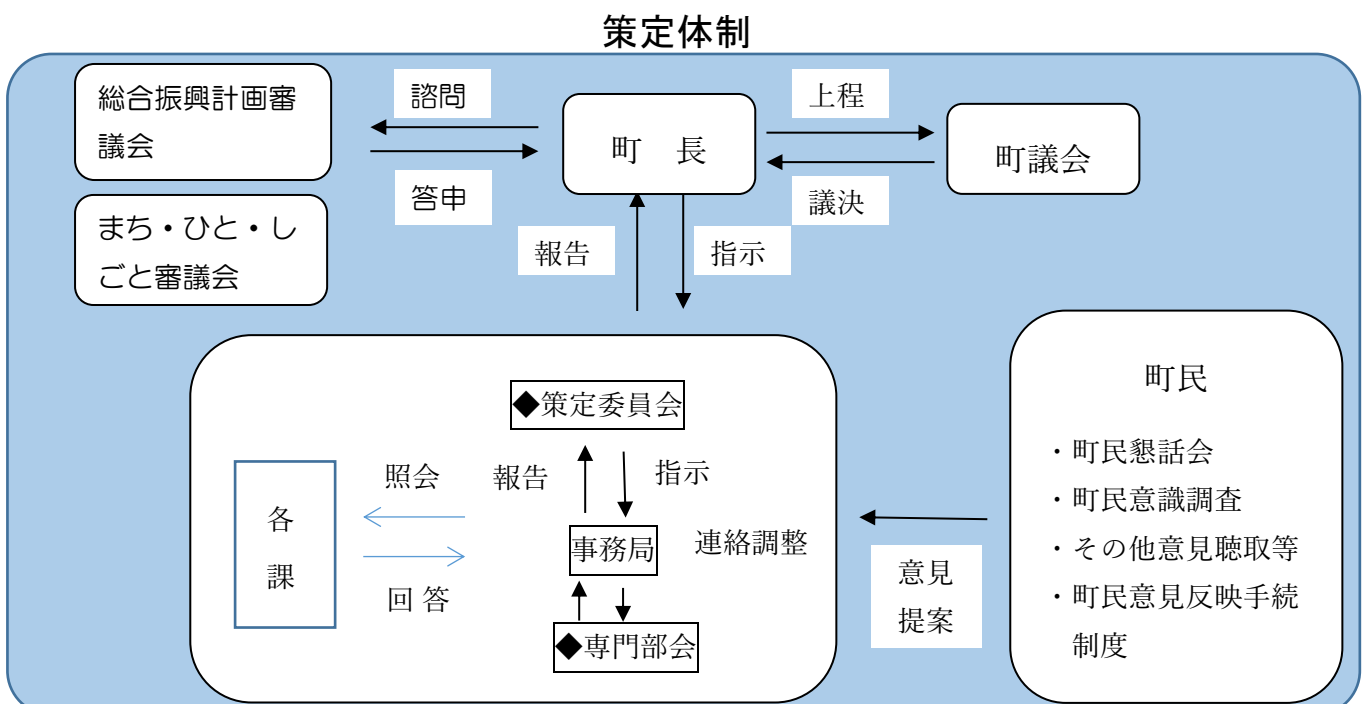
### ○専門部会

策定委員会からの指示を受け、総合振興計画策定に関する調査研究及び計画素案作成について検討する。

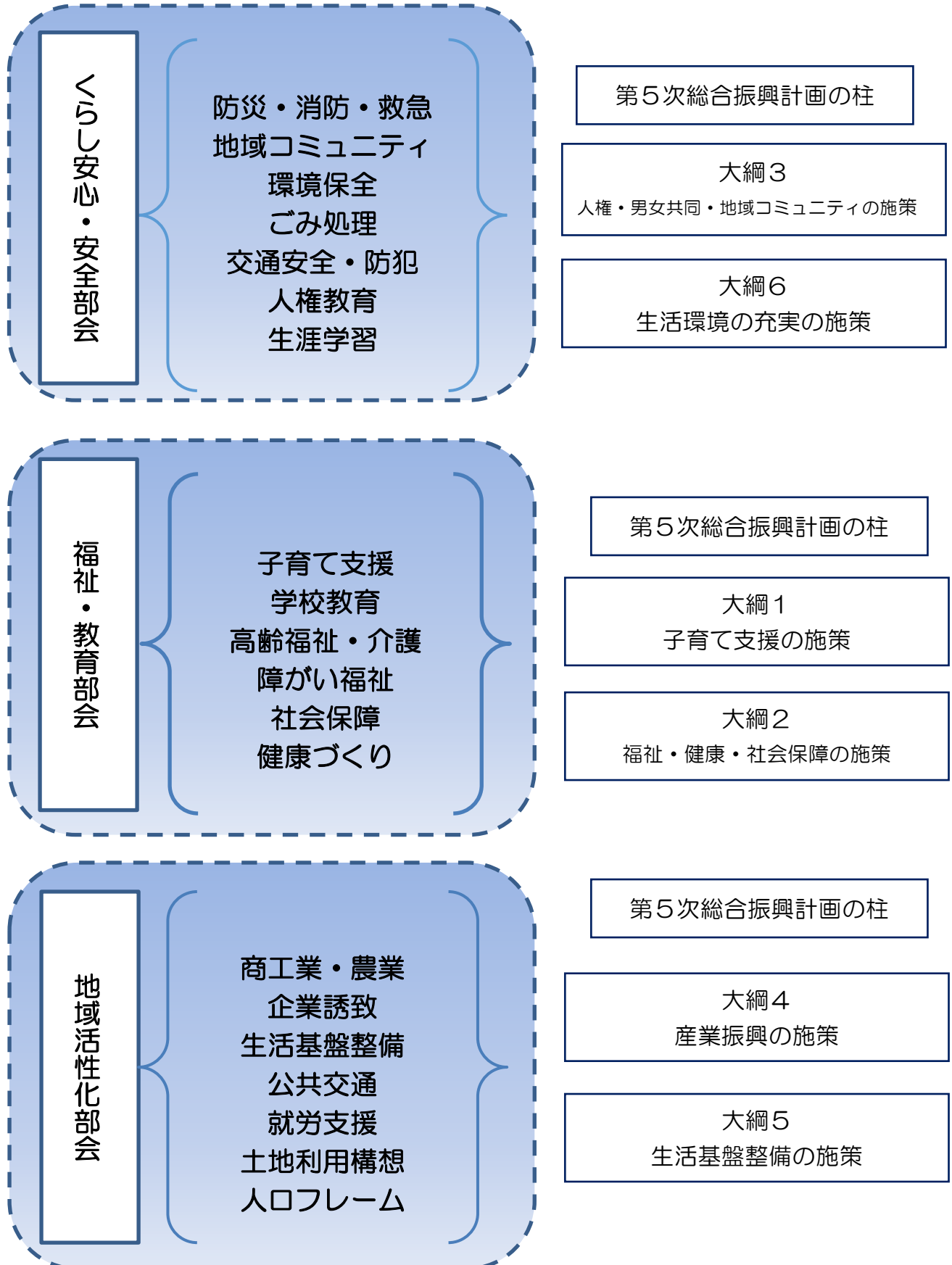
- ◆暮らし安心・安全部会
- ◆福祉・教育部会
- ◆地域活性化部会

### ○事務局

事務局は、企画財政課総合政策担当に置く。



## 専門部会の役割分担



## 松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会条例

(目的及び設置)

第1条 人口急減・超高齢化という大きな課題に対応し、松伏町の特徴を活かした自立的で持続可能な社会を創生することを目的とし、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）第10条第1項の規定による松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定、効果検証、改訂等について審議するため、松伏町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合戦略の策定
- (2) 総合戦略の効果検証
- (3) 総合戦略の改訂
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 法第1条のまち・ひと・しごと創生に関する識見を有する者
- (2) 公募による町民
- (3) その他町長が特に必要と認める者

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会の代表となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(任期及び失職)

第5条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会議)

第6条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 審議会は、審議に必要な場合は、関係者の出席を求めて意見等を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は町長が別に定

める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和41年松伏村条例第5号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

## 松伏町の基本構想の策定等に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、将来における町のあるべき姿と進むべき方向についての指針となる基本構想（以下「基本構想」という。）の策定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（基本構想の策定）

第2条 町は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、基本構想を策定しなければならない。

（議会の議決）

第3条 町長は、基本構想を策定しようとするときは、議会の議決を経なければならない。

2 前条及び前項の規定は、基本構想の変更について準用する。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、同日以後に策定される基本構想について適用する。

（松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例の一部改正）

2 松伏町都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例（平成15年松伏町条例第3号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

# 松伏町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、松伏町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の総合振興計画の策定及び実施に関し必要な調査、研究及び審議を行うため松伏町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、必要の都度、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 公募による町民
- (3) 地域の代表者
- (4) 公共的団体等の代表者

2 委員は、当該諮問に係る事項の調整、研究及び審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平20条例9・平30条例10・一部改正)

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(平20条例9・旧第5条繰上)

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平20条例9・旧第6条繰上)

(専門部会の設置)

第6条 審議会は、第1条の目的を達成するため、特に専門的な事項の検討、調査を行うため、専門部会を置くことができる。

(平20条例9・旧第7条繰上)

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画財政課において処理する。

(平20条例9・旧第8条繰上)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に町長が定める。

(平20条例9・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年条例第10号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第18号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第1号）抄

（施行期日）

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第9号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第10号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。